

地域支援・通院処遇の実際



国立病院機構 琉球病院
前上里 泰史

内容

- ▶ 医療観察法の目的・ゴール
- ▶ 地域処遇・通院処遇で関わる関係者
- ▶ 関係者が通院対象者と、いつ・どのように関わるか
 - ①入院→通院（指定入院医療機関から退院する場合）
 - －通院開始前
 - －通院開始後
 - －処遇終了前
 - ②直接通院（入院による医療を経ない場合）
- ▶ 留意事項



医療観察法の目的・ゴール

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

- ▶ 第1条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続き等を定めることにより、継続的かつ適切な医療の実施を確保するとともに、そのために必要な観察及び指導を行うことによって、その**病状の改善**及びこれに伴う**同様の行為の再発の防止**を図り、もってその**社会復帰を促進**することを目的とする
- ▶ 2 この法律による**処遇に携わる者**は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に**社会復帰することができるように努めなければならない。**



医療観察の処遇終了後も、
主体的な通院医療の継続が可能
将来的に安定した社会参加が見込める



地域処遇・通院処遇で関わる関係者



関係者が通院対象者と、いつ・どのように関わるか

①入院→通院へ移行する場合



②直接通院の場合



関係者が通院対象者と、いつ・どのように関わるか

①入院→通院へ移行する場合



- ・通院処遇が始まるまでにケア会議が数回行われる
- ・ケア会議には、通院処遇で関わる関係者が一同に集まる
- ・再発防止のために行われてきた入院中の治療経過が共有される
- ・退院後の住まい、生活、クライシスプランとこれらの支援体制等について協議される

👉 Point

- ・対象者を引き受けていくイメージを持つこと
- ・わからないこと、気がかりなことは遠慮せずに関係者に聞く



関係者が通院対象者と、いつ・どのように関わるか

①入院→通院へ移行する場合



- ・通院処遇開始後、定期的にケア会議が開催される
- ・生活や医療状況を関係機関で共有
- ・対象者のニーズを聞きつつ、対象者の病状や生活状況等広く考慮しながら、プランを見直していく

👉Point

- ・プランの変更等は、ケア会議で共有し、コンセンサスを得る
- ・処遇終了後を見据えておく



関係者が通院対象者と、いつ・どのように関わるか

①入院→通院へ移行する場合



👉 Point

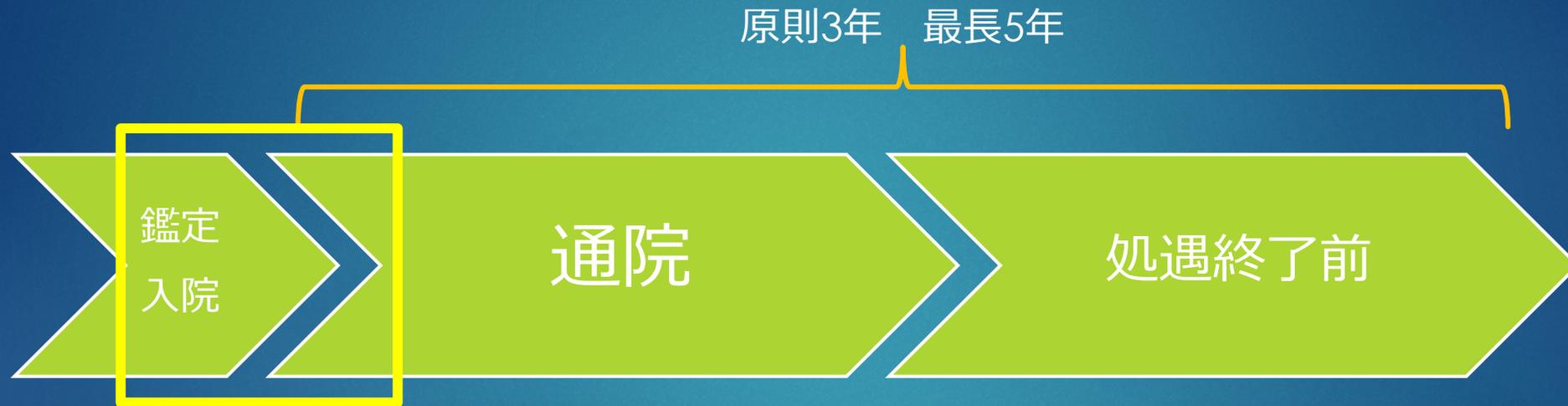
- ・ 処遇終了すると、ケア会議を主催してきた社会復帰調整官がいなくなる
- ・ 処遇終了後、通院処遇中の手厚い支援体制を継続するか否か協議する
- ・ 処遇終了後、再発のリスクが高くなった場合、だれが（どこが）・どう対応するか関わる関係機関で共有しておく

- ・ 処遇終了の見通しが共有される
- ・ 処遇終了後の支援体制について協議する
- ・ 処遇終了後に向けて準備し、必要な調整にとりかかる



関係者が通院対象者と、いつ・どのように関わるか

②直接通院の場合（入院による医療を経ない）



- ・医療観察法鑑定入院中に、通院処遇で関わる関係機関で、住まい、通院医療機関、生活支援体制等、プレ会議を行う
- ・対象者は、裁判所から通院決定の通知を受けるだけで、自身の病名や医療観察制度そのものを理解してないことがあるため、通院処遇の目的、緊急時の対応、対象者の権利等オリエンテーションが必要

👉Point

- ・通院処遇が開始してから改めて情報収集し、マネジメントプランを関係機関と共有
- ・通院処遇決定後、精神保健福祉法による入院を挟み、プランを立て直すこともある



留意事項



対象者の処遇に必要な情報を相互に共有するにあたっては、対象者の同意を得るように努めるなど、その情報の取り扱いについては特段の配慮が必要



リスクを重視し、保安的になりすぎるあまり、対象者のニーズを尊重する配慮が欠けると、対象者と支援者の関係が破綻する恐れがあるため、リスクとニーズのバランスが重要



通院処遇中に再他害行為が起きたり、病状の悪化などにより通院医療で対処できない場合は、社会復帰調整官から医療観察法による入院処遇が申し立てられ、裁判所が処遇を判断する



対象者が、この医療を受けてよかった、と思えるような支援を目指す



ご視聴ありがとうございました

【参考文献】

- ・司法精神医療等人材養成研修 指定通院医療機関従事者研修会
- ・医療観察法審判ハンドブック
- ・通院処遇ハンドブック
- ・通院処遇ガイドライン
- ・指定通院医療機関運営ガイドライン
- ・地域処遇ガイドライン
- ・医療観察法の指定通院医療関係ツール集

